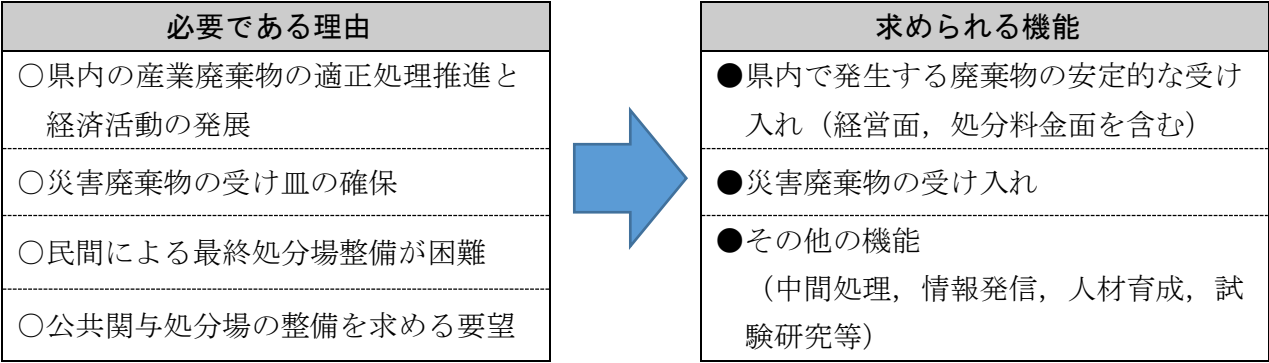


公共関与処分場の規模及び機能

1 公共関与処分場の役割

各種調査結果を基に分析した公共関与処分場が必要である理由と、求められる機能は次のように整理される。



2 受入地域及び処理対象物

(1) クリーンプラザみやぎの現状

クリーンプラザみやぎでは、「公益財団法人宮城県環境事業公社廃棄物取扱要綱」において処理する廃棄物を，次のように規定している。

第2条 公社が処理する廃棄物は，次の各号に掲げるものであって，宮城県内から排出され，かつ，公社の受入れ基準に適合するものに限る。

(1) 法第2条第4項に掲げる廃棄物のうち，燃え殻，汚泥及び廃プラスチック類

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第2条第1号から第3号まで及び第5号から第9号まで並びに第12号に掲げる廃棄物*

(※) 紙くず，木くず，繊維くず，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，鉱さい，ばいじん

(3) 施行令第2条の4第5号トに掲げる石綿等

クリーンプラザみやぎで受け入れている産業廃棄物は，年間の県内最終処分量の約40%に相当することから，県内で発生する産業廃棄物の最終処分先としての役割が大きい。

(2) 方向性

(1) を踏まえ，次期処分場においても，県内から排出される同様の品目の産業廃棄物を処分するものとしたい。

さらに，災害発生時には，県内及び県外の市町村が処理困難となった場合に災害廃棄物の受け入れ先となるよう位置づけるものとしてほしい。

3 想定する規模

クリーンプラザみやぎの埋立終了予定である令和7年度の最終処分量推計値をベースに、全国の平均である約20年分を埋立処分量とし、それに覆土量を加えたものを次期処分場の必要埋立容量としたい。

埋立処分量	: 64.2千トン/年~101.8千トン/年×20年=130万トン~200万トン
覆土量	: 即日覆土, 中間覆土として埋立処分量(重量)の1/3と仮定 130万トン~200万トン×1/3=43万トン~67万トン
体積換算係数	: 1.0m ³ /tと仮定
必要埋立容量	: 170万m ³ ~270万m ³

4 施設形態

(1) 種類

最終処分場には、管理型、安定型及び遮断型が存在するが、次期処分場は、前述2のとおりにクリーンプラザみやぎと同じ廃棄物を処分することを想定していることから、管理型最終処分場としたい。

(2) 覆蓋の有無

クローズド型処分場は、オープン型処分場と比較して周辺環境への影響を抑えることが可能である。また、屋根で覆うために景観に配慮でき、住民理解を得られやすい等メリットも多いが、建築物としての規模が大きくなり構造が複雑になると、初期投資が増加するデメリットも存在する。そのため、適切な収支計算を実施して処分場形式を決定する必要がある。

これらの点を考慮し、次期処分場の覆蓋の型については、候補地が決定した後に、周辺の状況や建設費用等と合わせて検討するものとしたい。

なお、クリーンプラザみやぎは、オープン型の最終処分場である。また、全国の公共関与の管理型最終処分場の規模は次のとおりであり、オープン型の処分場が多数で、クローズド型の処分場は少数である。また、クローズド型の処分場はオープン型に比べて小規模である。

①全国の状況

覆蓋の型	設置数	埋立容量 (m ³)		備考
		最小	最大	
オープン型	29	254,000	97,440,000	最大は東京都
クローズド型	5	90,000	844,241	

②一般的なオープン型処分場とクローズド型処分場の特徴

覆蓋の型	メリット	デメリット
オープン型	<ul style="list-style-type: none"> ◆◇全国的に施設が多く，建設や維持管理に関する技術の蓄積がある。 ◆大規模な最終処分場の建設が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇埋立作業が降雨，降雪などの自然現象に左右されるほか，浸出水発生量の制御が必要である。
クローズド型	<ul style="list-style-type: none"> ◇閉鎖空間であるため廃棄物の飛散，流出や臭気の拡散を防ぐことができる。 ◇埋立作業が降雨，降雪などの自然現象に左右されず，浸出水発生量の制御しやすく，地下水への影響が少ないため対応も容易である。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇被覆内の閉鎖環境で埋立作業を実施することから，悪臭，粉じん等に対する作業環境の保全が必要である。 ◇適切に散水しなければ，廃棄物の分解反応が進まず安定化が遅くなる。 ●被覆施設が追加されることから，初期投資費用が増加する場合が多い。 ◆◇既存のオープン型処分場と同規模の処分場の建設実績がなく，技術上の問題の発生が予測できない。

(◆：構造関係，◇：維持管理関係，●：費用関係)

5 跡地利用

次期処分場の跡地利用については，立地する環境や地元自治体との調整等の様々な要因を考慮する必要があることから，現時点で決定することができないため，別途，検討するものとしたい。

参考として最終処分場の跡地利用計画について，他県への聞き取り調査を行った結果は次のとおりである。

なお，現在，クリーンプラザみやぎでは，埋立が終了した土地の一部を貸し出し，メガソーラーとして活用している。

覆蓋の型	跡地利用計画の有無	自治体数	計画内容（実施予定時期）
オープン型	あり	13	メガソーラー（利用中），公園緑地（利用中），防災用地（R5年頃），道路（R10年頃），工業用地（R4年頃），農地（未定），分譲地（未定）等
	なし	10	
クローズド型	あり	0	—
	なし	5	

6 附帯施設

県内の多量排出事業者等へのアンケート調査及び県内市町村へのアンケート調査の結果から、公共関与による最終処分場への中間処理施設の併設等については、一定の要望があることが分かった。

しかし、その設置、運営に関しては、経済性や県内民間企業の事業活動への影響等について配慮しなければならない。また、候補地選定の結果によっては、その面積から物理的に附帯施設を建設できない可能性もある。よって、附帯施設の有無及びその種類については、県が今後も検討を継続することとし、候補地が決定した後に、建設費用や維持管理費用を勘案して判断するものとしたい。

参考として、他県の附帯施設（中間処理施設）の設置状況について聞き取りした結果は次のとおりである。

自治体	附帯施設	設置の経緯等
岩手県	焼却炉（休止中）	<ul style="list-style-type: none"> ●モデル施設にするために設置。廃棄物の減量化、安定化、無害化が目的。 ●H27年度に老朽化により施設を休止。
茨城県	熔融炉	<ul style="list-style-type: none"> ●産廃以外に地元周辺の一般廃棄物を焼却する目的で設置。 ●一般的な焼却炉とは性能が異なるため、民間とは競合しない。
新潟県	焼却炉， 破砕施設（廃止）	<ul style="list-style-type: none"> ●モデル施設にするために設置。 ●H29年度に、維持管理困難のため施設を廃止。
福井県	焼却炉， 破砕施設	<ul style="list-style-type: none"> ●建設当時、県内に焼却炉がなく、県内工業地帯の廃棄物の処理のために設置。 ●処分量は年々減ってきている。
島根県	破砕施設	情報なし
岡山県	焼却炉	情報なし
高知県	破砕施設， 滅菌減容施設	<ul style="list-style-type: none"> ●医療廃棄物を中間処理していた財団法人を統合したことにより最終処分場と併設。 ●次期処分場には、同様の施設を設置する予定はない。
佐賀県	焼却炉， 破砕施設， 中和施設	情報なし
宮崎県	焼却炉， リサイクル施設	<ul style="list-style-type: none"> ●処理の効率化を図る目的で最終処分場と併設。 ●現在は一般廃棄物の処理割合が高い。